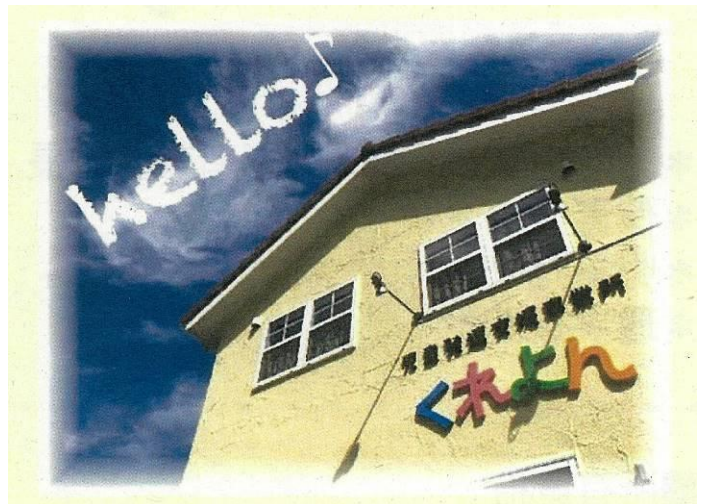




かごしま 子育て応援企業を 紹介します♪



| | |
|------|----------|
| 登録番号 | 697 |
| 登録日 | 令和3年1月4日 |

| | |
|---------------|---|
| 名称 | 特定非営利活動法人かごしま子育て支援ネットワーク |
| 代表者職名・氏名 | 理事長 篠原 恵子 |
| 所在地 | 〒891-0102 鹿児島市星ヶ峯6丁目62番地1 |
| 電話番号 | 099-801-2149 |
| ホームページアドレス | https://npo-kagoshima-kodomo.jimdosite.com |
| 業種 | 医療・福祉 |
| 業務概要 | 障害児通所支援 児童発達支援事業所/放課後等デイサービス |
| 行動計画期間 | 令和5年12月1日 ~ 令和8年11月30日 |
| 行動計画の 主な内容 | <p>目標1) 育児休業を取得予定の社員及び育児休業から復職した社員に対するメンター制度を導入する。</p> <p>〈対策〉</p> <ul style="list-style-type: none"> 令和5年12月~ 社員へのヒアリング調査, 検討開始 令和6年 4月~ 運用ルールの検討, メンター選定 令和6年10月~ 運用ルールの決定, メンター研修の実施 制度導入, 社内情報共有ツールなどによる社員への周知 <p>目標2) 令和6年4月までに, 小学校就学前の子を持つ社員が, 希望する場合に利用できる短時間勤務制度を導入する。</p> <p>〈対策〉</p> <ul style="list-style-type: none"> 令和5年12月~ 社員へのヒアリング調査, 検討開始 令和6年 4月~ 制度の導入, 社内情報共有ツールなどによる社員への周知 <p>目標3) 令和6年4月までに, 子の看護休暇制度を拡充する(子の対象年齢の拡大, 育児・介護休業法の規定を上回る日数付与, いわゆる「中抜け」(就業時間の途中から時間単位の休暇を取得し, 就業時間の途中に再び戻ること)で取得できる制度など)。</p> <p>〈対策〉</p> <ul style="list-style-type: none"> 令和5年12月~ 社員へのヒアリング調査, 検討開始 令和6年 4月~ 制度の導入, 社内情報共有ツールなどによる社員への周知 |